

被災地を応援しよう！ 寄附金(特別)控除の話

平成 28 年 6 月作成



東日本大震災から 5 年、熊本でかつてないほどの震災が起きてしまいました。多くの支援物資が送られ、またボランティアの人が現地での支援活動を行いました。そんな中、**当事務所では**自分たちで現地へ行くことは難しいので、東日本大震災の時と同様、少額ですが**支援団体への寄附金(支援金)**という形で応援させていただきました。

今回は当事務所と同じように寄附金等という形で支援した個人の方が確定申告をすることにより適用を受けることができる寄附金控除について簡単にご説明したいと思います。

個人が国や地方公共団体、特定の公益増進法人等に対して特定の寄附金を支出した場合には、下記の算式で計算した**①寄附金控除(所得控除)**を受けることができます。

$$\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} - 2\text{千円} \times = \text{寄附金控除額} \\ \text{(所得控除)}$$

この控除は生命保険料控除や基礎控除と同じように**所得から差し引く控除**となります。

また、**特定寄附金のうち**(1)政党や政治資金団体等への寄附金のうち一定の要件に該当するもの**(政党等寄附金)**、(2)認定 NPO 法人等に対する寄附金**(認定 NPO 法人等寄附金)**、(3)公益社団法人に対する寄附金のうち一定の要件を満たすもの**(公益社団法人等寄附金)**に**関しては②寄附金特別控除(税額控除)**を①の寄附金控除(所得控除)に替えて受けることができます。

②寄附金特別控除(税額控除)の金額は上記寄附金の区分に応じて下記の算式で計算します。

(1)政党等寄附金特別控除

$$\begin{array}{l} \text{その年中に支出した} \\ \text{政党等寄附金の額の合計額} \end{array} - 2\text{千円} \times) \times 30\% = \text{政党等寄附金特別控除} \\ \text{額(税額控除)}$$

(2)認定 NPO 法人等寄附金特別控除

$$\begin{array}{l} \text{その年中に支出した認定NPO} \\ \text{法人等寄附金の額の合計額} \end{array} - 2\text{千円} \times) \times 40\% = \text{認定NPO法人等寄附金} \\ \text{特別控除額(税額控除)}$$

(3)公益社団法人等寄附金特別控除

$$\begin{array}{l} \text{その年中に支出した公益社団} \\ \text{法人等寄附金の額の合計額} \end{array} - 2\text{千円} \times) \times 40\% = \text{公益社団法人等寄附金} \\ \text{特別控除額(税額控除)}$$

この控除は住宅ローン控除等と同じように**直接税金から引きます**。

※2千円は複数の区分の寄附金がある場合①・②の算式中、全ての合計で2千円となります。

なお、寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるためには**その寄附金が寄附金控除を受けることができるものであることを証する書類を確定申告書に添付する**必要があります。

一般的にテレビ局、新聞等その他企業などが募集している募金等は寄附金(特別)控除の対象とはなりません。**寄附金控除を受けるためには**、上記の通り、寄附控除を受けることができる国・地方公共団体・政党等・認定 NPO 法人等・公益社団法人等から、**寄附金控除の適用が受けられる旨を記載した領収書・証明書等が必要になる**ため、「せっかく寄附をするのなら**寄附金(特別)控除の適用も受りたい!**」とお考えの場合は、**事前に当該寄附・義援金等が寄附金控除の適用対象であるかどうかを確認**したうえで寄附等を行いましょう。

なお、住民税の寄附金控除については各地方公共団体にお問い合わせください。